

平成 30 年度 事業 計画 書

(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

1. 外国人私費留学生に対する奨学金の支給事業

(1) 留学生に対する奨学金等の支給事業

- ① 外国人国内私費留学生に対し、下記奨学金を支給する。

外国人国内私費留学生への支給金額と人数

月額 100,000円 10名

<理由>

2017 募集要項に基づき、大学進級継続学生と一般応募者を受付け、必要書類を揃えて提出するよう案内する。応募期間受付終了後、応募提出書類を選考委員会にて審議、選考した後、理事会で承認して奨学生を決定する。

- ② 奨学金の受給者に対する生活指導及び助言を行う。

1. 生活状況報告書の提出および助言を行う。

2. JISSA クラシックコンサートなどへ招待する。

- ③ 平成 30 年度の奨学生の募集及び選考を行う。

外国人国内私費留学生への支給金額と募集人数

月額 100,000円 10名

(2) その他事業

特に無し。

2. 処務の概要

徳洲会国際奨学財団徳田財団の管理運営のため下記の会議を実施する

○理事会

- ①平成 30 年度第 1 回定時理事会 平成 30 年 5 月下旬

主議題：平成 30 年度事業報告案および決算案について

- ② 平成 30 年度第 2 回定時理事会 平成 31 年 3 月上旬

主議題：平成 31 年度事業計画および収支予算について

○評議員会

- ①平成 30 年度第 1 回定時評議員会 平成 30 年 6 月中旬

主議題：平成 29 年度事業報告案および決算案の承認について

○奨学生選考委員会

- ①平成 30 年度奨学生選考委員会 平成 31 年 1 月中旬